

燕市と長岡技術科学大学との包括的連携に関する協定書

(協議)

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携及び協力に関し必要な事項は、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

燕市（以下「甲」という。）と国立大学法人長岡技術科学大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、多様な分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

平成25年1月30日

（連携及び協力事項）

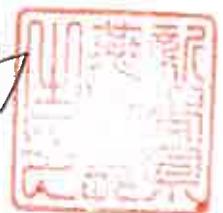
第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携及び協力を図るものとする。

- (1) 産業振興に関すること。
- (2) 地域や企業の課題解決に関すること。
- (3) 教育及び人材育成に関すること。
- (4) 学生の支援に関すること。
- (5) 国際交流に関すること。
- (6) その他甲と乙が必要と認める事項

甲 新潟県燕市吉田日之出町1番1号

燕市長

鈴木 力



乙 新潟県長岡市上富岡町1603番地1

国立大学法人長岡技術科学大学

学長

斎藤 仁志



（連携協議会）

第3条 前条に規定する連携及び協力事項の具体的な内容については、連携協議会を設置し、個別に協議のうえ決定するものとする。

2 連携協議会に関し、必要な事項は別に定める。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解除又は変更の申出がない場合は、1年間延長するものとし、その後も同様とする。